

群馬県道路占用許可等事務取扱要領
【別記様式集】

群馬県県土整備部 道路管理課

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

群馬県〇〇土木事務所長 様

住 所

氏 名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を群馬県〇〇土木事務所長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

占用許可物件 安全確認報告書

〇〇土木事務所長 様

住 所

氏 名

占用物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。

記

占用許可番号 及び年月日	占用物件 の名称	数 量	安全点検 実施年月日	安全点検実 施者名	点検方法	点検結果
					(記載例) 別添の社内規定に 基づき、目視及び 打音検査を実施	(記載例) 目視及び打音検 査ともに異常な し

※適宜、点検結果写真等を添付

別記様式第3号（規格A4）（第9条関係）

道路占用工事に関する協議書

土第 号
年 月 日

警 察 署 長 様

土木事務所長

別添の道路占用（ 許可申請・協議 ）について道路法第32条第5項の規定により協議します。

条 件 書

- 1 占用料は、納入通知書に指定する期日までに納付すること。
占用期間中任意に占用を廃止した場合は既納の占用料は、還付しない。
群馬県道路占用料徴収条例が改正された場合には、改正された占用料の額とする。
- 2 占用工事に着手しようとするときは、あらかじめ土木事務所長（以下「所長」という。）に届け出て、必要な指示を受けて施行し、工事が完了したときも同様届け出ること。
- 3 占用の許可を明らかにするため、占用物件に道路管理者の発行する道路占用許可済標識を、又工事現場に道路占用工事許可済の標識を表示すること。
- 4 占用を廃止しようとするときは、あらかじめ所長に届け出て原状回復について指示を受けること。
- 5 占用工事の施行又は占用物件の管理に起因して道路を損傷もしくは他に損害を及ぼしたときは、占用者の負担で原形復旧又は賠償しなければならない。
- 6 次に掲げる事項に該当する場合には、所長に届けること。
 - (1) 相続又は法人の合併により地位を承継したとき
 - (2) 住所、所在地、氏名、名称、代表者を変更したとき
 - (3) 占用工事の施工を中止し、又は期間を短縮しようとしたとき
- 7 道路に関する法令、許可の内容又は許可条件に違反したとき、又は道路管理上その必要があると認めるときは、許可を取消し、道路を現状に回復させることがある。
なお、この処分により損害を被ることがあっても許可を受けた者は、その賠償を要求することができない。
- 8 道路に関する工事のためやむを得ない必要を生じたときは許可を取消し、占用者の負担で占用物件の撤去又は移設を命ずることがある。
- 9 道路を現状に回復したときは、所長に届け出ること。
- 10 占用工事の完了の日から次に定める期間中に占用者が復旧工事を施工した部分又は推進工法を施行した部分の道路の沈下、きれつ等の損傷を生じた場合には、当該損傷の補修を命ずることがある。
 - (1) 2年
 - (2) 占用者に故意又は重大な過失があると認められる場合10年
- 11 占用の期間満了後、引続き当該道路を占有しようとする場合には、占用の期間の満了する日の1月前までに道路占用更新（許可申請・協議）書を所長に提出し、（許可・同意）を受けすること。
- 12 工事区間の起点及び終点には、道路標識及び道路工事中の標示板を設置し、さらに工事箇所的前方100メートルの地点に工事箇所予告標示板を設置すること。
- 13 工事を夜間又は昼夜兼行で行う場合には、道路工事中の標示板の真上に夜間作業又は昼夜兼行作業の標示板を設置すること
- 14 工事のためう回路を設ける場合には、う回路の入口及びう回路の途中の各交差点にまわり道の標示板を設置すること。

- 1 5 標示板には、夜間遠方から確認できる照明又は反射装置を施すこと。（照明は、原則として電灯線から取り、やむを得ない場合には、電池とすることができる。）
- 1 6 工事現場には、バリケード等の防護施設を設け、夜間は、赤色灯を設置すること。（赤色灯は、原則として電灯線から取り、やむを得ない場合には、電池とすることができる。）
- 1 7 道路標識、標示板及び防護施設は、堅固な構造で所定の位置に整然と設置し、修繕、塗装、清掃等の維持管理を行うこと。
- 1 8 工事現場には、工事を監督するものを常時配置すること。
- 1 9 工事を行う場合には、交通誘導員を配置すること。
- 2 0 交通に支障を及ぼさないように努め、掘削土砂、工事用の機械器具、材料等を路面にたい積し、又は散乱させないこと。
- 2 1 掘削土砂等で消防施設、水道施設、マンホール等の所在箇所を不明にし、又は接近を困難にしないこと。
- 2 2 工事箇所が住居等に接近している場合には、出入りを妨げない措置を講ずること。
- 2 3 道路の縦断方向の掘削延長は、50メートル以内で当日中に戻しはできる限度にとどめること。
- 2 4 道路の横断方向の掘削延長は、道路の幅員2分の1以内とする。
- 2 5 工事施工に伴い占用物件を移設する場合には、道路占用者の立会いを求めること。
- 2 6 路面を掘削する場合には、深さ、土質に応じて適当な土留工を施し、周囲の路盤をゆるめないようにすること。
- 2 7 工事中のわき水又はたまり水は、道路の構造に支障をおよぼさないよう路面外に排出すること。
- 2 8 掘削土砂は、原則として使用せず、全土量を良質土で入れ替えて埋め戻すこと。
- 2 9 掘削した道路は、所長の指示する工法で復旧すること。
- 3 0 工事が終了したときは、速やかに工事用機械器具、発生材料等を道路から搬出し、路面及び排水施設を清掃すること。
- 3 1 許可を取消された占用物件の撤去又は移設を命ぜられた者がこれを履行しないときは、所長自らこれを執行し、又は他人をしてこれを執行させることがある。この措置に要した費用は占用者の負担とする。
- 3 2 道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならない。
- 3 3 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならない。
- 3 4 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならない。

別記様式第5号 (規格A4) (第10条関係)

群馬県指令 第 号

住所

氏名

年 月 日 (第 号) で申請のあった道路占用(新規、変更、更新)については、次の条件をつけて許可します。

年 月 日

土木事務所長 印

占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 の 場 所	路線名 市 町 大字 番地 郡 村
占用物件の数量	
占 用 料	年 額 円
工 事 の 時 期	
許 可 の 条 件	

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

土第 号
年 月 日

住所
氏名 様

土木事務所長 印

道路占用協議について (回答)

年 月 日 (第 号) で協議のあった道路占用 (新規、変更、更新) については、次の条件をつけて回答します。

占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 の 場 所	路線名 市 町 大字 番地 郡 村
占用物件の数量	
占 用 料	年 額 円
工 事 の 時 期	
許 可 の 条 件	

土第 号
年 月 日

住所
氏名 様

土木事務所長 印

道路占用 (許可申請・協議) について

年 月 日 (第 号) で (申請・協議) のあった道路占用
については、次のとおり (不許可とした・承諾できない) ので通知します。

申請 協議 の 内容	占用の目的			
	占用の場所	路線名	市 町 大字 郡 村	番地
理 由				

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

土第 号
年 月 日

住所
氏名 様

土木事務所長 印

道路占用許可等の取消しについて (通知)

年 月 日付け 土第 号で (許可・承諾) した道路の占用
については、次のとおり取り消します。

許可等の内容	占用の目的	
	占用の場所	路線名 市 町 大字 番地 郡 村
取消しの理由		

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

土第 号
年 月 日

住所
氏名 様

土木事務所長 印

道路原状回復について (通知)

年 月 日 (第 号) で (取消・廃止) した道路の占用
については、次のとおり道路の原状回復をしてください。

許可 回答	番号	年 月 日付け	第 号
道路の原状 回復の場所	路線名 市 町 大字 郡 村 番地		
工作物、物件 又は施設	名 称		
	構 造		
	数 量		
原状回復の方法			
原状回復の期限			

別記様式第11号 (規格A4) (第17条関係)

No

住 所			氏 名					
許 可 年 月 日	年	月	日	指令番号	道管第	号		
位 置	一般国道 号 主要地方道 線 県 道 線							
面積又 は数量				占用料	1ヶ年	円		
目 的				期 間	自 年月日	迄 年月日 ヶ年		
継 続 許 可 年 月 日 指 令 番 号	自	年	月	日	第	号		
	至	年	月	日	ヶ年			
			名義人変更		許 可 年 月 日 指 令 番 号	年	月	
					第	号	変 更 事 項	
自	年	月	日	第	号			
至	年	月	日	ヶ年				
		住所変更		年	月	日		
				第	号			
自	年	月	日	第	号			
至	年	月	日	ヶ年				
		面積変更		年	月	日		
				第	号			
自	年	月	日	第	号			
至	年	月	日	ヶ年				
		備						
		考						
自	年	月	日				第	号
至	年	月	日				ヶ年	

(裏)

調 定 期 間	調 定 額	調 定 月 日	印	
自 年 月 日 至 年 月 日	円	月 日		

道路占用許可状況等報告書

土第 号
年 月 日

群馬県知事 様

土木事務所長 印

年度 道路の占用の許可状況等は次のとおりです。

占用物件の種類	区分	許可件数		調定件数		調定金額		収入額		備考
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
						円	円	円	円	
計										

(注) 「占用物件の種類」、「区分」及び「許可件数」の項は、道路占用料徴収条例別表によること。

道路占用許可申請書
協 議 書

新規	更新	変更	(番 号)
			年 月 日

群馬県知事 様

年 月 日

〒

住 所

氏 名

印

担当者

(TEL

)

道路法 第32条 第35条の規定により 許可を申請 協 議 します。

占 用 の 目 的					
占 用 の 場 所	路 線 名				車 道 ・ 歩 道 ・ そ の 他
	場 所				
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量		
占 用 の 期 間	年 月 日 から	間	占 用 物 件	の 構 造	
	年 月 日 まで		の 構 造		
工 事 の 期 間	年 月 日 から	間	工 事 実 施	の 方 法	
	年 月 日 まで		の 方 法		
道 路 の 復 旧 方 法			添 付 書 類		
備 考					

- 1 「許可申請協議」、「第32条第35条」及び「許可を申請協議」については、該当するものを○で囲むこと。

新規	更新	変更
----	----	----

- 2 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

- 5 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。

- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

- ① 個人 住所(番地まで記載 一以下同じ)、氏名

法人 所在地、法人名、代表者名

支社、営業所長名等による申請は必ず委任状を添付させること(除く、東京電力(株)、東京ガス(株))

任意団体(町内会等)

会の事務所所在地、会の名称、代表者名

- ② 「上水道配水管埋設」、「電柱設置」等と具体的に記載すること。

- ③ 法令(道路法施行令第9条)規定の範囲で、必要な期間を記載すること。

- ④ 一般国道 ○○ 号

主要地方道 ○○ 線

一般県道 ○○ 線

占用位置は、地番まで記載すること。

水道管、地下電線路等の管路埋設のために占用の場合は、起終点の地番まで記載すること。

(○○市○○町○○番地先から同市同町○番地先まで)

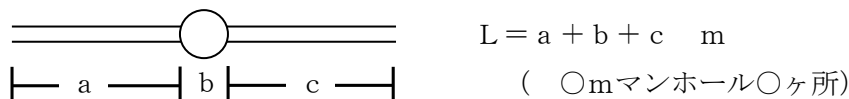
- ⑤ 工作物、物件又は施設の名称、構造規模、数量を記載すること。

名称 上水道配水管

構造 鋼管 150mm

数量 L=560m→(注) 占用料算定の単位で表示すること。

マンホールは管路延長に含めること。



次の場合は、占用物件調書を添付すること。

㊦ 地下埋設物のうち水道、下水道、ガス、地下電線路等の占用

路線名	位置	本管		各戸 引込管	摘要	図面対象 番号
		縦断	横断			
〇〇線	〇〇市〇〇町〇番地先 〇〇市〇〇町〇番地先				橋梁に添架する場合は 〇〇橋添架〇〇mと記載	
〃	〃 〃 〃 〃					
計					口径を記載すること。	
〇〇線	〇〇市〇〇町〇番地先 〇〇市〇〇町〇番地先					
計						
合計						

㊧ 電柱、街路灯等で数本以上の占用

路線名	位置	電柱番号	路面内	路面外	上空占用	摘要
〇〇線	〇〇市〇〇町〇番地先	〇〇No.〇〇号				
〃	〃 〃 〇番地先	〃 No.〇〇号				
〃	〃 〃 〇番地先	〃 No.〇〇号				
〃	〃 〃 〇番地先	電々公社 〇〇No.〇〇号				共架柱
	計		電柱○ 支柱○ 支線○	同 左	同 左	
路線別に記載し、特に路面内、路面下、上空占用の区分を明確にすること。 電柱番号は、平面図と符号すること。						

㊨ 工事の施工方法（開削、推進等区別）、直営、請負等の区別、道路の構造保全及び交通整理方法等を具体的に記載すること。

㊩ 工事施工予定期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（〇時から〇時まで）工程表を添付すること。

㊪ 予定掘削面積を記載すること。

㊫ 取扱基準に基づいて復旧するよう記載し、埋戻し断面図、仮復旧断面図（埋戻し断面図を併用可）、本復旧断面図及び舗装復旧面積求積図を添付すること。

(記載要領) - 2

◎ 道路占用許可書 (要領別記様式第 5 号)

1 指令番号 文書取扱規程 (昭和 3 4 年訓令甲 2 号) 第 3 8 条第 2 項の規定による。

2 指令先 公文例規程 (昭和 3 1 年訓令甲 1 号) 第 7 条第 2 項の規定による。

① 原則として住所及び氏名又は法人名を記載すること。

・ ○市○町○番地

○○○○

・ ○市○町○番地

○○○株式会社

・ 支店等が申請人である場合

○○○株式会社

○市○町○番地 支店等所在地

○○支店

② 公共団体、所属官公署に対する場合は、住所を記載しないこと。

・ ○○市

・ 県の所属官公署が申請人である場合.....官公署の長の職名

○○事務所長

③ 法人でない団体に対する場合は、団体の主たる事務所の所在地及び代表名を記載すること。

・ ○郡○町○番地

○○会

会長 ○○○○

◎ 道路占用協議について (回答) (要領別記様式第 6 号)

この様式は、法第 3 5 条に基づく国の協議に対する回答を行う場合に使用する。

1 番号 文書規程第 3 8 号第 3 項本文の規定による。

2 あて名 住所、機関名、長の氏名を記載すること。